

## 大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱及び大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業実施要領に係る運用

大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業実施要領（以下「要領」という。）に規定する返還債務の履行猶予・返還債務の当然免除要件について本運用に定める。

（要綱第11条第2項第2号、要領第13条第1項）

### 1 学校教育法第97条で規定する大学院に在籍する場合の取扱い

大学院に在籍している場合、大学院在籍証明書の提出をもって返還債務の履行を猶予する。ただし、同時に診療業務を行ったときは、要領第12条第1項の規定による「診療業務に従事した期間の計算は、当該医療機関の定める常勤医師の所定労働時間と同等の時間、勤務をした期間により計算する。」こととする。

（要領第12条第1項）

### 2 「当該医療機関の定める常勤医師の所定労働時間と同等の時間、勤務をした期間により計算する。」の取扱い

- (1) 社会保険に加入していない場合は、勤務時間を問わず常勤的に勤務するとは考えられないことから勤務する期間に算入しない。

項目	卒後義務に該当する 診療業務従事 期間算入有無	義務の中断期間 算入有無	備考
大学院に在籍し常勤勤務 相当の診療勤務	算入	非算入	
常勤勤務に満たない時間 での診療業務	非算入	算入	
大学院で研究のみ	非算入	算入	

補足

義務の中断期間は最長4年間である。（要綱第12条第2号による）

(要領第12条第1項)

3 「ただし、育児、介護その他やむを得ない事由により所定労働時間を短縮された場合は、その所定労働時間が週当たり20時間を超える期間について業務に従事した期間として算入する。」の取扱い

- (1) 医療機関の業務従事証明書等の提出に合わせて、出産、介護など当該事実が確認できる証明書等を提出しなければならない。
- (2) 週20時間を超える勤務が確認される場合は、その期間を業務に従事した期間として算入する。

(要領第12条第2項)

4 「就業規則等により勤務を禁止又は免除された期間を除き、疾病、負傷その他の事由により業務に従事することができなかった期間は、業務に従事することができなかった最初の日から最後の日までの日数により計算する。」の取扱い

- (1) 就業規則等により勤務を禁止又は免除された期間については、感染症法などによって勤務を禁止又は免除された期間とし、その勤務を禁止又は免除された期間は前項の業務に従事した期間に含むものとする。

卒後義務に該当する診療業務従事に算入するか否かについては、医療機関の就業規則等によって判断する。

ただし、算入する上限は90日間とする。

## 5 その他

休暇休業等の取扱いについては勤務する医療機関の就業規則等によることとするが、基準については以下のとおりとする。

なお、記載のない場合は他の事例との均衡を考慮しつつ、その都度決定する。

項目	卒後義務に該当する診療業務従事期間算入有無	義務の中断期間算入有無	備考
年次有給休暇	算入	非算入	
特別休暇	一部算入	非算入	就業規則によって判断する
産前産後休暇	算入※	非算入	出産に伴う検診等特別な休暇を含む。 ※卒後義務に該当する診療業務等対象医療機関以外に所属している場合は除く

育児休暇	一部算入※	非算入	※週当たり20時間を超える期間について、業務に従事した期間として算入
病気休暇	一部算入	非算入	就業規則によって判断する
病気休職等	一部算入	非算入	
事故欠勤	非算入	非算入	

補足

義務の中断期間は最長4年間である。(要綱第12条第2号による)

附則

この運用は平成27年9月24日から施行する。

附則

この運用は令和5年4月1日から施行する。